（印紙税法の一部改正）

第三十五条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二土地区画整理組合の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

（消費税法の一部改正）

第三十六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第三十七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第三十八条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第三十九条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

（内閣府設置法の一部改正）

第四十条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を第五十三号とし、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

五十四の六　日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。

第三十七条第三項の表新技術等効果評価委員会の項の次に次のように加える。

日本学術会議評価委員会	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

第四十条第三項の表日本学術会議の項を削る。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信

政　令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二百十四号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和七年六月三十日」を「令和八年六月三十日」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「法」を「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「うち」の下に「南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報に関する」を加え、「南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る」を「当該」に改め、「保守管理」の下に「及び当該情報の分析」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
外務大臣　岩屋　毅

候補者選考委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二百十五号

候補者選考委員会令

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条　候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号。第六条において「現行日学法」という。）第八条第一項に規定する会長が任命する。